

第 5 章

計画の実現にむけて（案）

平成 22 年 10 月 7 日（木）

第 3 回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会資料

第5章 計画の実現にむけて

1. 重点的な施策

本計画の実現にむけて、以下の3つの施策を重点的な施策と位置付けて取り組みます。

(1) 主要拠点及び多様で魅力ある拠点の機能強化

「主要拠点」である JR 法隆寺駅周辺地区については、駅南口の広場や（仮称）都市計画道路法隆寺駅前線、都市計画道路安堵王寺線の整備をすすめることにより交通拠点として機能の強化をはかるとともに、新規に市街化区域への編入をはかる新家地区については、生活拠点として、土地区画整理事業の実施により、駅に近い立地を生かした、歩いてくらす快適で良好なまちづくりの形成を誘導します。

また、法隆寺周辺地区については、観光・交流拠点として、散策型・回遊型のまちなか観光への誘導をはかるため、安全で快適に移動できる観光ルートの整備をすすめるとともに、多くの観光客が斑鳩の里を楽しむことができるような店舗など観光関連施設の立地を誘導します。

「多様で魅力ある拠点」については、歴史・自然、生活・文化の各拠点において、既存施設の活用と充実によって機能の強化をはかります。また、今後、新たに整備予定の史跡中宮寺跡については、歴史を身近に感じられる環境づくりをすすめるとともに、整備計画や整備後の公園管理などに、住民参加の手法を取り入れることにより、住民が愛着を持って利用できるような整備を実現します。

(2) 道路ネットワークの形成

道路交通の安全性の向上や円滑化をはかるため、また、災害時には避難路や緊急輸送路としての役割を果たすことができるよう「いかるがパークウェイ」をはじめとする都市計画道路の整備を計画的にすすめるとともに、主要区画道路については、未整備の都市計画道路の代替となる路線や、幹線道路との接続箇所の整備を優先的に行うことにより、道路ネットワークの形成をはかります。

また、歩いてくらすまちづくりをめざし、豊かな歴史と自然を楽しむことができる「歴史・自然散策の道」を中心に、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道づくりをすすめます。

(3) 斑鳩の里の総合的な景観形成

豊かな自然と長い歴史により育まれてきた斑鳩らしい景観を次の世代に引き継ぐため、平成 23 年策定の斑鳩町景観計画に即し、本町全域を景観計画区域と定め、住民・事業者・行政が協働して、総合的な景観の保全・創出に取り組みます。

特に、法隆寺周辺地区へのアクセス道路となる幹線道路沿道や斑鳩の里の玄関口となる JR 法隆寺駅周辺地区については、重点的に景観形成に取り組むべき地区と定め、地区ごとに建築物や工作物などの意匠や色彩などに対する景観形成基準を設けるとともに、屋外広告物に対しては、景観保全型広告整備地区の指定をすすめるなど、地区の特性に応じたきめ細かい規制・誘導をはかります。

また、西里や東里、龍田など歴史的な町並みが残る地区については、歴史的価値をもった建築物の保存・活用をはかるとともに、住民による町並みの保全活動の支援を行います。

2. 協働のまちづくり

より多様化する住民ニーズに対応しつつ、都市の将来像の実現にむけ、効率的なまちづくりをすすめていくためには、その全てを行政主導で行うことには限界があり、住民と行政がそれぞれ役割を担い、協働することにより、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

住民参加の手法としては、次のような例が考えられます。

< 住民参加の例 >

- ・ 公共施設の計画作成過程への参加
- ・ 公共施設の活用や運営への参加
- ・ 公共空間の管理（道路・公園・広場・河川・公共施設等）
- ・ 花と緑のまちづくり
- ・ 住環境の保全・景観形成
- ・ 違反広告物の除却
- ・ 里山の保全 など

（1）まちづくりに関する情報の共有化

- ・ 行政出前講座などを活用し、住民と行政の情報交換や意見交換を通じ、まちづくりについて学び、考えるきっかけとなる機会をつくります。

（2）まちづくりに関する情報の発信

- ・ ホームページや町広報紙を活用し、まちづくりに関する行政施策のほか、まちづくりに取り組む団体の紹介やイベントへの参加の呼びかけを行うなど、まちづくりに関する情報を積極的に発信していきます。

（3）まちづくり活動の支援

- ・ 住民と行政の協働のまちづくりをすすめる支援窓口を設置し、住民がまちづくり活動を進めていくうえで必要となるさまざまな情報の提供を行うとともに、専門的・技術的な支援が必要な場合は、専門家を派遣します。
- ・ これまで公共の役割とされてきた道路・公園・広場・河川など公共空間の維持管理について、地域で愛着を持って利用される環境づくりをめざし、地域での自律的な取組みを支援します。

3. 推進方策

(1) 都市計画マスタープランの効果的な運用

- ・計画の実効性を高めるため、今後のまちづくりに関する各種計画には本計画の内容が確実に反映され、施策の推進がなされるよう、全庁的な連携をはかりま
- す。
- ・本町では、総合計画に登載された事業について、実施計画を策定することとしており、本計画に関連する施策も含まれていることから、実施計画に対する進捗管理を行いながら、計画的に施策をすすめていくこととします。
- ・いかるがパークウェイの整備や国道 25 号の交通安全対策をはじめ、広域的な課題については、国、県および関係機関との連携の強化をはかります。
- ・今後、町をとりまく社会経済情勢の変化や上位計画である斑鳩町総合計画や県が定める都市計画区域マスタープランの見直しなどにもとまない、必要が生じた場合は、本計画の見直しを行うものとします。

(2) 都市計画関連制度の活用

- ・地域の特性に応じ、住民主体のまちづくりをすすめるため、様々な都市計画に関連する制度が創設されています。

<住民主体のまちづくりをはかるための都市計画関連制度の例>

- ・都市計画提案制度
- ・地区計画
- ・建築協定
- ・景観協定

- ・平成 14 年に制度化された「都市計画提案制度」は、住民が、都市計画の変更や決定を求めて行政に提案することができる制度であり、住民が自律的にまちづくりをすすめていくうえで、活用することができます。
- ・良好な住環境が形成されている地区や今後、新しく市街地の形成がすすむ土地地区画整理事業地内、幹線道路沿道などにおいては、「地区計画」や「建築協定」、「景観協定」などを活用して、敷地面積の最低限度や、建ぺい率、容積率、高さの最高限度のほか、建築物の用途などを地域単位で、きめ細かく定めることにより、良好な住環境の創出や維持・保全をはかることができます。